

横田中学校PTA会則

- 第 1 条 本会は横田中学校PTAと称し、事務局を横田中学校におく。
- 第 2 条 本会は横田中学校生徒保護者並びに教員をもって組織する。
- 第 3 条 本会は会員の研修並びに親睦をはかり、よって生徒の幸福と心身の発達向上を期するをもって目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1 生徒の幸福を中心に保護者と教師の修養研鑽に関すること。
2 生徒の学習活動並びにその意欲の高揚にかかわること。
3 学校の施設設備に関すること。
- 第 5 条 本会の会合を次のとおりとする。
1 総 会 年 1 回以上
2 理事会 年 2 回以上
3 評議員会 年 2 回以上
4 学年部会（各学年） 年 1 回以上
5 専門部会（研修活動部会、生徒指導部会、環境保健活動部会） 年 1 回以上
6 選考委員会 年 1 回以上
- 第 6 条 本会に次の役員をおく。
1 会 長 1 名
2 専任副会長 1 名
3 副 会 長 5 名（内 1 名は校長）
4 理 事 6 名
5 評 議 員 若干名
6 監 事 2 名
7 事務局幹事 若干名
8 選考委員 若干名
- 第 7 条 役員を選出は次のとおりとする。
1 評議員は各支部会員から各学年毎に選出し（1 / 3 以上は女性）、学年部員及び専門部員を兼ねる。
・役員数は、生徒数～9名の時1名、10～19名の時2名、20名以上の時3名を原則とする。生徒数が5名を切った場合は別に協議する。
・学校は4名とする。
2 各学年部員より学年部長、副部長（3名）を互選する。ただし、学年部長は専門部長と兼任することはできない。
3 各専門部員より専門部長、副部長を互選する。
4 理事は各専門部長、各学年部長をもって充てる。
5 会長、専任副会長は、会員より選考委員会の推薦によって選出され、評議員会の承認を得る。
副会長は各支部選出の支部長をもって充てる。
6 監事は評議員会において会員中より鳥上・横田支部と八川・馬木支部が交互に1名ずつ2名選出する。
7 事務局幹事は本校職員があたる。
- 第 8 条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第 9 条 役員は次のことを行う。

1 本 会

- 1 会長は本会を代表し、会議において議長となる。
- 2 専任副会長、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは専任副会長がその職務を代行する。
- 3 理事は本会の連絡調整を行い、事業の遂行にあたる。
- 4 評議員は本会の議決及び事業の遂行にあたる。

2 支 部

- 1 支部長は支部を代表し、支部評議員会並びに支部総会の議長となる。

3 そ の 他

- 1 監事は本会の会計監査にあたる。
- 2 事務局は本会の事務処理にあたる。

第10条 総会においては次の事項を行う。

- 1 規約の改廃
- 2 事業計画の報告
- 3 予算並びに決算の報告

第11条 理事会において次の事項を行う。

- 1 各専門部・学年部活動の連絡協議・調整
- 2 本校職員との連絡協議
- 3 その他会長が必要と認めた事項

第12条 評議員会において次の事項を行う。

- 1 事業計画の承認
- 2 予算並びに決算の承認
- 3 その他会長が必要と認めた事項

第13条 学年部会は、第3条の目的に資する学年内の事業の遂行にあたる。

第14条 専門部会は、第4条に掲げる事業の遂行にあたる。

第15条 本会の経費は会費及び寄付金をもってこれにあたる。

第16条 本会の会計年度は4月1日にはじまり翌年の3月31日に終わる。

第17条 付 則

本会の事業遂行のための運営組織は別に定める。

細 則

- 1 運営組織は総務部、研修活動部、生徒指導部、環境保健活動部、各学年部とする。
- 2 会長、専任副会長、副会長は総務部に所属し、総会、評議員会、理事会、総務部会に参加する。

第18条 本規則は昭和59年4月1日よりこれを施行する。

昭和61年5月27日、一部改正

昭和62年5月27日、一部改正

平成元年5月17日、一部改正

平成4年5月11日、一部改正

平成5年5月19日、一部改正

平成12年5月14日、一部改正

平成15年5月17日、一部改正

平成18年5月14日、一部改正

平成22年5月16日、一部改正

平成23年5月15日、一部改正

平成30年5月13日、一部改正

令和 5年3月31日、一部改正